

第2 誘導灯及び誘導標識

令第26条並びに規則第28条、第28条の2及び第28条の3の規定によるほか、次によること。

1 構造及び性能

誘導灯及び誘導標識は認定評価品を使用すること。

2 誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分

規則第28条の2に定める規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は、「階」であり、当該適合性については各階ごとに判断すること。
- (2) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除規定については、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く）及び無窓階は対象外であること。
- (3) 規則第28条の2に規定する「容易に見とおすことができる」とは建物の構造、造作物、棚等の設置による避難口、誘導灯又は避難経路の視認障害ないことをいう。ただし、避難口や誘導灯が視認できない場合であっても、人が移動（危険を伴わない範囲の小移動に限る）することにより、視認できる場合は、容易に見とおすことができるものとする。
- (4) 規則第28条の2に規定する「見とおし、かつ、識別」しようとする際の目の高さは、おおむね1.5メートルとするが、防火対象物出入りする人の様態等に留意すること。
- (5) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除に係わる例は「平成11年9月21日消防予第245号、誘導灯及び誘導標識に係わる設置・維持ガイドラインについて」（以下「ガイドライン」という）の例図による。
- (6) 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に定める避難階にある居室における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は、(1)と異なり「居室」であり、当該適合性については各居室ごとに判断すること。
- (7) 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定により避難口誘導灯、通路誘導灯及び誘導標識の設置を要しない居室は、次によること。
 - ア 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に規定する「避難階にある居室」には、地階及び無窓階に存する直接地上に面する居室を含むものとする。
 - イ 規則第28条の2第1項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が

利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用する直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）であって他の部分に存する者が避難する際に利用しないもの。ただし、他の部分に存する者が他の部分を利用する時間が一時的であり、かつ、普段は当該居室を利用している場合はこの限りでない。

ウ 規則第28条の2第1項第3号ハに規定する「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。

エ 規則第28条の2第2項第2号ロ及び第3項第3号ロに規定する蓄光式誘導標識は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。）（以下「告示」という。）告示第3第1号の規定により設置及び維持されたものであること。

オ 規則第28条の2第1項第3号に規定する避難口誘導灯及び規則第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯並びに規則第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置の設置免除に係わる例は、ガイドラインの例図によること。

(8) 規則第28条の2第2項第5号に規定する「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、建基令の技術基準に適合していること。ただし、規則第28条の2第2項第4号の規定により非常電源の容量が60分必要とされるものの非常電源部については、消防法の基準に適合させる必要があること。

3 設置等

誘導灯及び誘導標識は令第26条第2項及び規則第28条の3に定める規定によるほか、次によること。

(1) 共通事項

ア 「避難口」とは、非常の際に避難専用とするために設けた開口部のこと（非常時以外の使用も可）をいうものであり、非常の際にも避難に使用することができる開口部であるが、日常的な人の出入りを主としており避難経路ではない開口部については、避難口と区別するものである。そのため、規則第28条の3第3項第1号イ、ロ又はハに該当する開口部であっても避難経路に当たらない開口部については、誘導灯の設置は必ずしも必要ないものであること。

イ 規則第28条の3第2項に規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、当該誘導灯までの歩行距離が10メートル以下であり、次の(ア)から(カ)までによること。

(ア) 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分がある場合

(イ) 階段により、誘導灯の設置階数が異なる場合

(ウ) 0.4メートル以上のはり又は防煙壁がある場合

(エ) 1.5メートル以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、可動間仕

切りその他これらに類するものの障害物がある場合

(オ) 吊広告、垂れ幕がある場合

(カ) 視認できる部分が誘導灯の有効範囲外となる表示面の裏面である場合

ウ 規則第28条の3第3項に規定する「通路」には、室内の通行の用に供する部分が含まれるものであること。

エ 居室が連続し、他の居室を通らなければ避難できない居室の出入口は、前イにより規則第28条の3第3項第1号ハに規定する出入口に該当するものであること。

(2) 避難口誘導灯

令第26条第2項第1号並びに規則第28条の3第3項第1号及び第4項の規定によるほか、「避難上有効な箇所」となるよう次により設置すること。

ア 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。

イ 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのもの（B級以上のもの）を設置すること。

ウ イの場合において、当該屈曲部から避難口の歩行距離がおおむね3メートル以内である場合については、当該避難口の上部への避難口誘導灯は省略できること。

エ エスカレーター区画内からの出入口は規則第28条の3第3項第1号ニに該当するものであること。

オ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため、当該たれ壁等より下方に設けること。

キ 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。

(3) 通路誘導灯

令第26条第2項第2号並びに規則第28条の3第3項第2号及び第4項に定める規定によるほか、次によること。

ア 通路誘導灯の設置は次によること。

(ア) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。

(イ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、おおむね等間隔となるよう設置すること。

(ウ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため、当該たれ壁等より下方に設けること。

(エ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。

(オ) 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。

(カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5ミリメートル以下とすること。

(キ) 避難施設へ出入口が2箇所以上ある場合で、当該出入口から20メートル

以上となる部分に設置するものの表示は、二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。

イ 前アのほか、令別表第一（2）項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に設ける通路誘導灯は、次によること。

（ア）規則第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面から高さが1メートル以下の避難上有効な箇所とする。

（イ）規則第28条の3第4項第3号の2ただし書きの規定により通路誘導灯を「床面又はその直近」以外の場所に設ける場合の蓄光式誘導標識の設置は、別記「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。

（4）客席誘導灯

令第26条第2項第3号に定める規定によるほか、次によること。

ア 客席誘導灯は床面から0.5メートル以下の高さに設けること。

イ 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。

ウ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状況において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

エ 客席誘導灯（電源配線も含む）は避難上支障とならないように設置すること。

オ 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。

（5）誘導標識

令第26条第2項第5号及び規則第28条の3第5項に定める規定によるほか、次によること。

ア 避難口に設ける場合は、規則第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。

イ 廊下又は通路に設ける場合は、廊下又は通路及びその曲がり角の床又は壁に設けること。

ウ 令別表第一に掲げる防火対象物のうち、前ア及びイを除く不特定多数の者の避難経路となる避難口及び廊下等に設置すること。

エ 規則第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所の防火戸に設置すること。

オ 規則第28条の3第3項第1号ロに規定する附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に設置すること。

カ 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。

キ 自然光による採光が十分でない場合には、照明による補足をする事。

ク 誘導標識は壁、床等に固定し、確実に貼り付ける又は、つり下げ式とすること。

（6）点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設ける場合は、規則第28条の3第

4項第6号によるほか、次によること。

ア 点滅機能を有する誘導灯は、次の防火対象物の部分に設けることが望ましいものとする。

(ア) 百貨店、ホテル、その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明及び看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分。

(イ) 令別表第一(6)項に掲げる防火対象物のうち聴力の弱い者が出入りする者でこれらの者の避難経路となる部分。

イ 音声誘導機能を有する誘導灯は令別表第一(6)項に掲げる防火対象物のうち視力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分に設けることが望ましいものとする。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の起動方法

(ア) 自動火災報知設備の感知器から火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して起動すること。

(イ) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置されている誘導灯についてのみ、点滅又は誘導音(以下「点滅等」という。)を発生させるものであること。

(ウ) 非常警報設備としての放送設備が設置されている防火対象物にあつては、誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないよう措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設ける場合は、この限りではない。

エ 点滅機能又は音声誘導機能の停止方法

(ア) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器(令第21条の自動火災報知設備の感知器又は専用の感知器)が作動したときは当該誘導灯の点滅等が停止するように措置すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつてはこの限りではない。

a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口

b 「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」(平成14年消防庁告示第7号)に規定する開口部を有する階段の階段室及びその附室の出入口。

c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口

d 最終避難口及びその附室の出入口

(7) 誘導灯の消灯は次によること。

ア 誘導灯の消灯は次によること。

(ア) 防火対象物が無人である場合

規則第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、休業、休日、夜間等において、定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものであること。

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」は次によること。

- a 外光とは自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存するものであること。
- b 消灯対象となるのは、外光により、避難口等を識別できる間に限られること。
- c 外光を採光するための開口部は、吹抜け状のものとし、カーテン、戸等により採光が妨げられるおそれのある開口部は認められないこと。

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」は、次のいずれかによること。

- a 劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く）など、一定時間継続して暗さが必要とされる場所
- b 集会所等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所。この場合において、結婚式の披露宴会場も当該場所に含まれるものであること。

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」は、次のいずれにも該当する場所であること。

- a 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物に熟知している者であり、通常出入りしていないなど、内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- b 令別表第一（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ及び（10）項（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分

イ 消灯方法は次によること。

(ア) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式であること。ただし、前ア、(ウ)に規定する場所に設置されている場合であって、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

- (イ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (ウ) 前ア、(ウ) に規定する場所において誘導灯の消灯をする場合は、当該その利用者に対し、次の a から c までについて、掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。
 - a 誘導灯が消灯されること。
 - b 火災の際には誘導灯が点灯すること。
 - c 避難経路について
- ウ 点灯方法は次の (ア) 及び (イ) によること。
 - (ア) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
 - (イ) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前アに該当しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。

4 電源及び配線

令第26条第2項第4号及び規則第28条の3第4項第9号から第11号に定める規定によるほか次によること。

- (1) 非常電源の容量にあつては直交変換装置を有する蓄電池設備のほか、自家発電設備又は燃料電池設備によることができるものとする。この場合において、電力供給の順番は、蓄電池設備から自家発電設備又は燃料電池設備とし、切替が円滑に行われるように設置すること。
- (2) 非常電源の容量には、点滅機能又は音声誘導機能の分も付加させること。この場合において、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、自動火災報知設備の受信機等に点滅等の停止を20分以上有効に作動させるための非常電源を附置すること。
- (3) 規則28条の3第4項第10号括弧書きの規定により通路誘導灯の非常電源の容量を20分間とすることができる場合の蓄光式誘導標識の設置は、別記「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。

別記

蓄光式誘導標識の設置基準

第1 避難口誘導灯の設置を要しない居室の蓄光式誘導標識

規則第28条の2第1項第3号ハに規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については、次によること。

1 蓄光式誘導標識の設置

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- (2) 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口の上部又はその避難上有効な箇所に設けること。
- (3) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示板等を設けないこと。

2 表示面の輝度及び大きさ

蓄光式誘導標識を居室内の者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び大きさを指導すること。

- (1) 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね次の平均輝度であること。

ア 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15メートル未満となる場合

$100\text{ mcd} / \text{平方メートル以上}$

イ 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合

$300\text{ mcd} / \text{平方メートル以上}$

- (2) 蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさは、居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合は、次式によること。

《蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法と歩行距離》

$h \geq D / 150$

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（メートル）

D：避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離（メートル）

3 性能を保持するために必要な照度

告示第3第1号（3）に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後以前1、（1）の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、次のいずれかの方法により確認すること。

- (1) 試験結果報告書に記入された「表示面の平均輝度」が必要な値以上であること。

- (2) 蓄光式誘導標識及び光源となる照明器具の種類に応じ、別紙による試験を実施させ、試験結果報告書の「設置場所の照度」で必要な平均輝度以上となること。

4 必要な照度の確保

前2の照度は、居室を利用しているときに確保されていること。

第2 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識

規則第28条の3第4項第3号の2に規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については次によること。

1 蓄光式誘導標識の設置

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識を設ける場合は次によること。

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- (2) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- (3) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしいまたは蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示板等を設けないこと。
- (4) 蓄光式誘導標識を避難する者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び避難の方向を示す告示別図第2のシンボル（以下「矢印」）の大きさが確保されるよう指導すること。
 - ア 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、75mcd/平方メートル以上であること。
 - イ 矢印の縦和の寸法は、64ミリメートル以上とすること。
- (5) 告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さが1メートル以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
- (6) 告示第3の2第3号に規定する「廊下及び通路の各部分」及び「曲がり角」とは、補完する通路誘導灯の有効範囲内にある各部分であること。
- (7) 告示第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後に前第1、3、(1)の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、必要な照度等の確認は、前第1、2、(1)又は(2)の方法によること。
- (8) 蓄光式誘導標識の構造及び性能は、告示第5第3号に規定され、同号(1)で「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面又はその直近の箇所に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等のおそれのあるものにあつては、耐摩耗性及耐水性を有するものとする。

2 光を発する帯状の標示等

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2ただし書きの規定により光を発する帯状の標示を設けることその他の方法による場合は、次によること。

(1) 告示第3の2ただし書きの取扱い

告示第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」とは、光を発する帯状の標示（廊下及び通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行うものをいう。）及び誘導標識を次により設ける場合のほか、これと同等以上の避難安全性が確保されている場合とする。この場合において、光を発する帯状の標示だけでは、避難の方向を認識できない場合があるため、避難の方向を示す誘導標識を設置することで「同等以上の避難安全性」が確保できるものであること。

(2) 光を発する帯状の標示の設置

光を発する帯状の標示は次によること。

ア 性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表面が次式を満たす平均輝度を有していること。

《標示の表面における平均輝度と標示の幅》

$$L > 200 / d$$

L：標示の表面における平均輝度（mcd／平方メートル）

d：標示の幅（ミリメートル）

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、2、(1)又は(2)の方法に準じて確認すること。この場合において、財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品以外のものを使用する場合は、試験結果を提出させること。

ウ 床面又は床面からの高さが1メートル以下の避難上有効な箇所に設けること。

エ 光を発する帯状の標示は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

オ 光を発する帯状の標示として、光源を用いるものを用いる場合は、20分間前アの平均輝度を維持することができる容量の非常電源を有するものとする。

(3) 誘導標識

誘導方式は次によること。

ア 誘導標識の性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表面の平均輝度が7mcd／平方メートル以上のものであること。

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、3、(1)又は(2)の方法により確認すること。

ウ 廊下及び通路の各部分からの一の誘導標識までの歩行距離が5メートル以下

となる箇所及び曲がり角に設けること。

エ 床面又は床面からの高さが1メートル以下の避難上有効な箇所に設けること。

オ 誘導標識は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

第3 非常電源の容量を20分間とするための蓄光式誘導標識

告示第4に定める要件に該当する防火対象物に設ける通路誘導灯のうち、非常電源の容量を20分間とするため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識又は告示第3の2ただし書の規定により光を発する帯状の標示等を設ける場合は、次によること。

1 蓄光式誘導標識

蓄光式誘導標識を設ける場合は、次によること。

(1) 前第2、1によること。この場合において、前第2、1、(4)、ア及び(7)中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

(2) 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

ア 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。

イ 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。

ウ 蓄光式誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するように設置すること。

2 光を発する帯状の表示等

光を発する帯状の標示及び誘導標識を設ける場合は、次によること。

(1) 光を発する帯状の標示

ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(2)によること。この場合において、前第2、2、(2)、ア及びオ中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

(ア) 踏面端部及び手すり（手すりがない場合は、床面から1メートル以下の避難上有効な箇所）に設置すること。

(イ) 階段の上り又は下りが不明確な場合は、階段の始点にJISZ 8 2 1 0で定める階段のシンボルを設置すること。

(2) 誘導標識

ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(3)、アからオまでによること。この場合において、前第2、2、(3)、ア中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

(ア) 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。

(イ) 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。

(ウ) 誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するように設置すること。

第4 維持管理

避難口誘導灯の設置等を免除するために蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標識等が設置されている場合、蓄光式誘導標識灯が経年劣化等により「照度」、「輝度」等が初期の条件に適合しなくなると、消防法令違反となるため、立入検査、消防法第17条の3の3の点検報告で適合しないことが判明した場合は、防火対象物の関係やに照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識等の交換・変更等の指導を実施すること。